

八戸市街区基準点管理保全要綱

（目的）

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき市が管理する街区基準点の一般的な取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「街区基準点」とは、市の区域に係る都市再生街区基本調査によって設置された街区三角点及び街区多角点又はその移転によって設置された測量標であって永久標識を設置したものをいう。

（管理の主体）

第3条 街区基準点の管理保全の主管課は、建設部道路維持課とする。

（街区基準点の使用手続）

第4条 街区基準点を使用する者は、あらかじめ「街区基準点使用承認申請書」（第1号様式）を市長に提出し、「街区基準点使用承認書」（第2号様式）により使用の承認を受けるものとする。ただし、市が迅速に異状情報を把握し提供資料に反映するため、関係土地家屋調査士会及び法務局等が土地家屋調査士に対し必要な周知を行った場合、関係土地家屋調査士会は、あらかじめ「街区基準点使用に係る包括承認申請書」（第3号様式）を市長に提出し、「街区基準点使用包括承認書」（第4号様式）により包括的な使用の承認を受け、使用承認手続きの簡素化を図ることができる。

2 街区基準点を使用する者は、「街区基準点使用承認書」あるいは包括承認に基づく場合には土地家屋調査士会員証を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

3 街区基準点を使用した者は、「街区基準点使用報告書」（第5号様式）あるいは包括承認にあっては「街区基準点使用報告書」（第6号様式）により使用結果を市長に報告するものとする。

（工事施工の届出）

第5条 道路の掘削工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、街区基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ「街区基準点付近での工事施工届出書」（第7号様式）を市長に提出し、市長の指示に基づき街区基準点の保全に必要な措置を講じるものとする。ただし、街区基準点の一時撤去・移転の承認を申請し、又は協議をする場合は、「街区基準点付近での工事施工届出書」の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に街区基準点の構造物が入る掘削工事等
 - (2) 車輛及び重機等の振動が街区基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、街区基準点から杭、車輛及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為
 - (3) その他街区基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等
- 3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と街区基準点の位置関係を明示したもの）
 - (2) 引照点図又は市長の指示する測量資料
 - (3) 写真（街区基準点、街区基準点周辺及び全引照点を確認できるもの）
- 4 工事施工者は、街区基準点付近での工事がしゅん工したときは、速やかに「街区基準点付近での工事しゅん工報告書」（第8号様式）を市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) しゅん工写真（街区基準点及び街区基準点周辺を確認できるもの）
 - (2) 街区基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前・しゅん工後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく街区基準点の保全に必要な点検測量等の成果）
- 6 街区基準点付近での工事により、街区基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者は「街区基準点復旧承認申請書」（第9号様式）を市長に提出し、「街区基準点復旧承認書」（第10号様式）により復旧の承認を受けなければならない。

（一時撤去及び移転）

- 第6条 工事施工者（道路管理者の行う工事及び街区基準点の設置されている土地又は建物の所有者若しくは管理者（以下「土地所有者等」という。）の行う工事を除く。）は、街区基準点を一時撤去し、又は移転する必要がある場合には、あらかじめ「街区基準点（一時撤去・移転）承認申請書」（第11号様式）を市長に提出し、「街区基準点（一時撤去・移転）承認書」（第12号様式）によりその承認を受けなければならない。
- 2 工事施工者は、道路管理者の行う工事にあつては、「街区基準点（一時撤去・移転）協議書」を提出して市長と協議し、「街区基準点（一時撤去・移転）回答書」によりその回答を得なければならない。
- 3 前2項の申請書及び協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 位置図及び平面図（掘削位置と街区基準点の位置関係を明示したもの）
 - (2) 写真（街区基準点及び街区基準点周辺を確認できるもの）
 - (3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）
- 4 土地所有者等の自らの都合により街区基準点を一時撤去し、又は移転する必要がある場合は、「街区基準点（一時撤去・移転）請求書」（第13号様式）を市長に提出するものとする。

（機能の回復）

- 第7条 工事施工者が街区基準点について一時撤去、滅失、き損、移転等をしたことにより、その効用に支障をきたした場合又は土地所有者等による街区基準点の一時撤去若しくは移転の請求があった場合は、原則として、当該街区基準点を既設のものと同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。
- 2 前項の場合において、同一構造による設置が不可能な場合は、市長と協議のうえ変更することができる。
- 3 前2項の規定は、工事施工者以外の者が、故意又は過失により街区基準点を滅失し、又はき損した場合（以下「事故原因者」という。）について準用する。

（機能回復の施工者）

- 第8条 街区基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、次の場合は建設部道路維持課が行う。
- (1) 工事施工者による設置工事が他の法令等により困難な場合
- (2) 土地所有者等による街区基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合
- 2 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続きは、測量法第36条、第37条第3項、第40条その他関係法令に基づき、建設部道路維持課が行う。
- 3 工事施工者は、偏心法による移転により機能回復を図る場合は、市長と協議するものとする。

（設置工事）

- 第9条 工事施工者等は、設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に市長と協議しなければならない。
- 2 測量標等は、原則として既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は建設部道路維持課が無償で支給するものとする。
- 3 工事施工者は、設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。
- 4 工事施工者は、設置工事がしゅん工したときは、速やかに「街区基準点設置工事しゅん工報告書」（第14号様式）に前項の写真を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 工事施工者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

- 第10条 街区基準点の設置工事に要する費用（既設の街区基準点の取り壊し費用を含む。以下「設置費用」という。）及び街区基準点の測量作業に要する費用（以下「測量費用」という。）の負担については、次表を標準とする。

区分		設置費用	測量費用
工事 施工 者	市の行う道路工事	工事原因者	工事原因者
	国又は県の行う道路工事	市	市
	占有者の行う工事	占有者	占有者
事故原因者		原因者	原因者
土地所有者等		市	市

注 1 占有者の行う工事のうち、各戸引込管等の占用工事の場合は、別途協議とする。

2 街区基準点の復旧測量作業に要する費用又は、復元作業に要する費用の積算は、別紙「街区基準点復旧測量・復元作業積算例」によるものとする。

（その他）

第 11 条 街区基準点を簡易で効率よく復元する手法を用いた、作業指針、位置復元方法等については、「街区基準点復元作業マニュアル」として別に定める。

2 街区基準点の移転に伴う復旧測量の実施に関して必要な事項は、「街区基準点復旧測量作業マニュアル」として別に定める。

3 街区基準点の効率的な維持管理を行う目的から、異状の有無等についての現況調査に関する必要な事項は、「街区基準点現況調査作業マニュアル」として別に定める。

4 節点及び補助点の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 第 4 条の規定は、節点及び補助点の使用手続について準用する。

(2) 工事等により節点又は補助点を撤去する必要がある場合は、「節点・補助点撤去届」(第 15 号様式)により市長に報告し、撤去するものとする。

5 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いは、その都度市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から実施する。

（見直し）

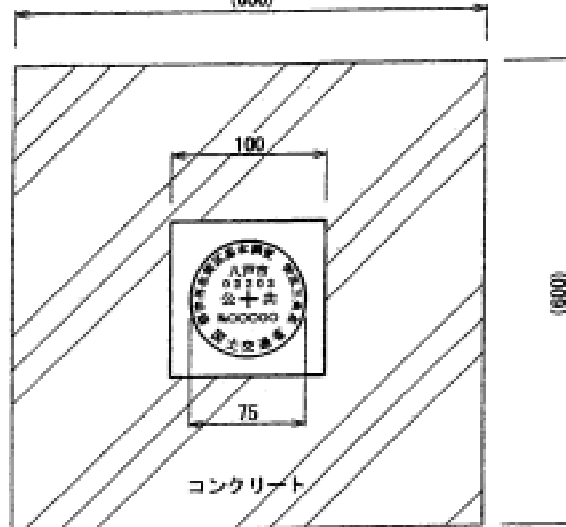
2 この要綱は、実施後、必要に応じて見直しを行うものとする。

構造図

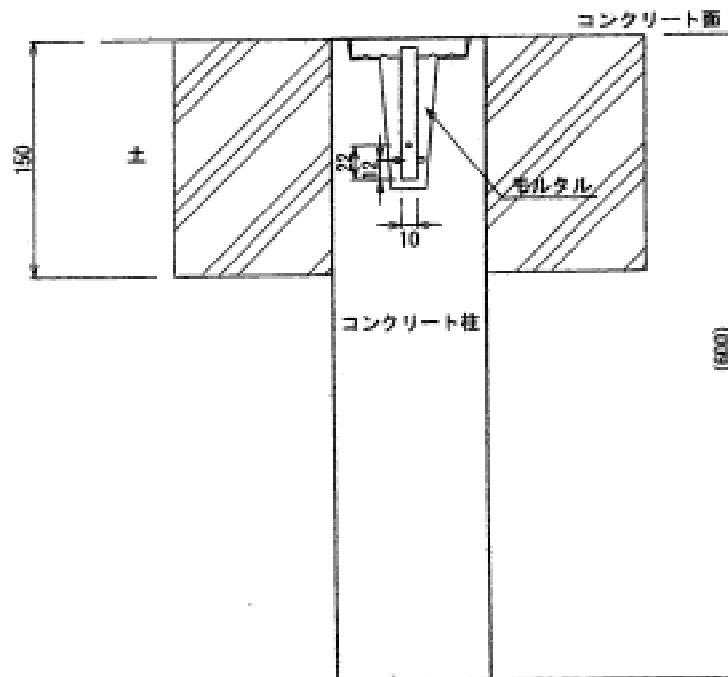
金属標 街区三角点
埋設図 (アスファルト道路:車道)

単位: mm
縮尺: 1/4

平面図
(600)



断面図

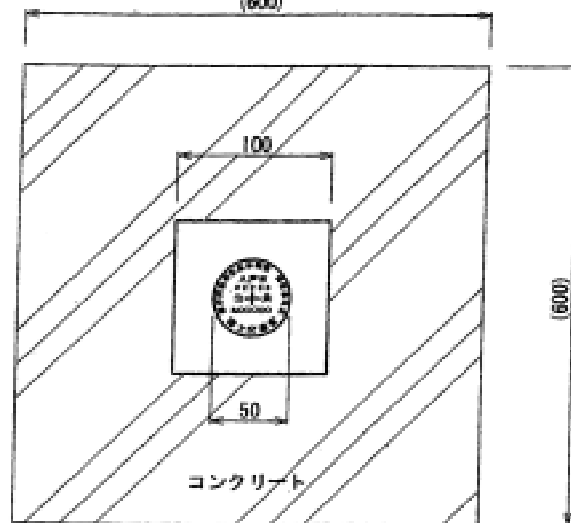


構 造 図

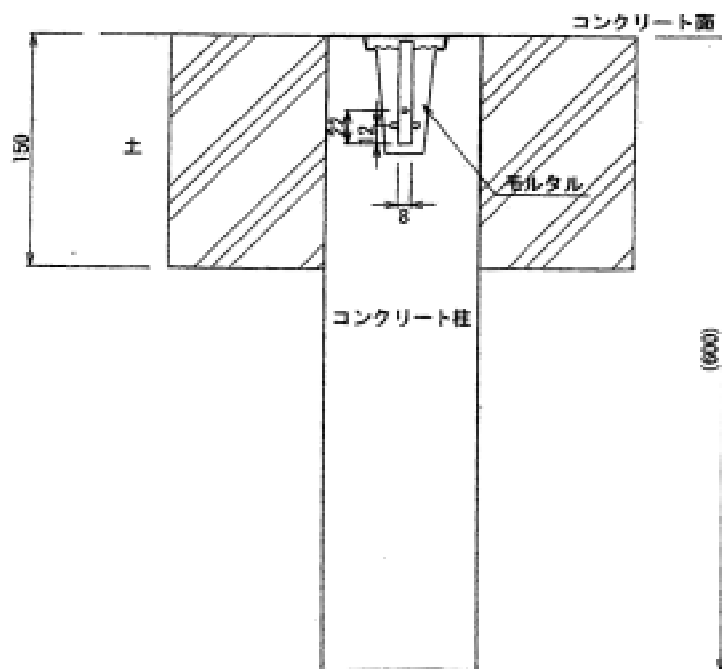
金属標 街区多角点
埋設図 (アスファルト道路:車道)

単位 : mm
縮尺 : 1/4

平面図
(800)



断面図

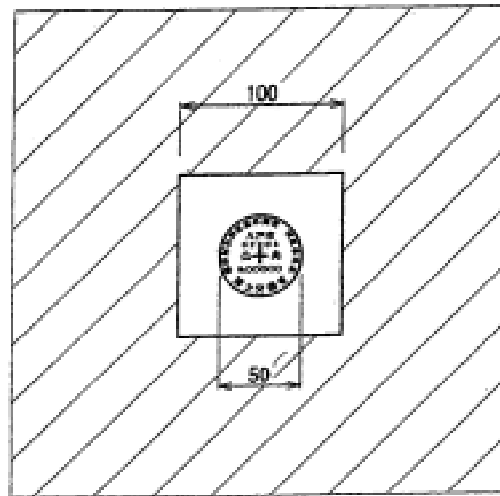


構 造 図

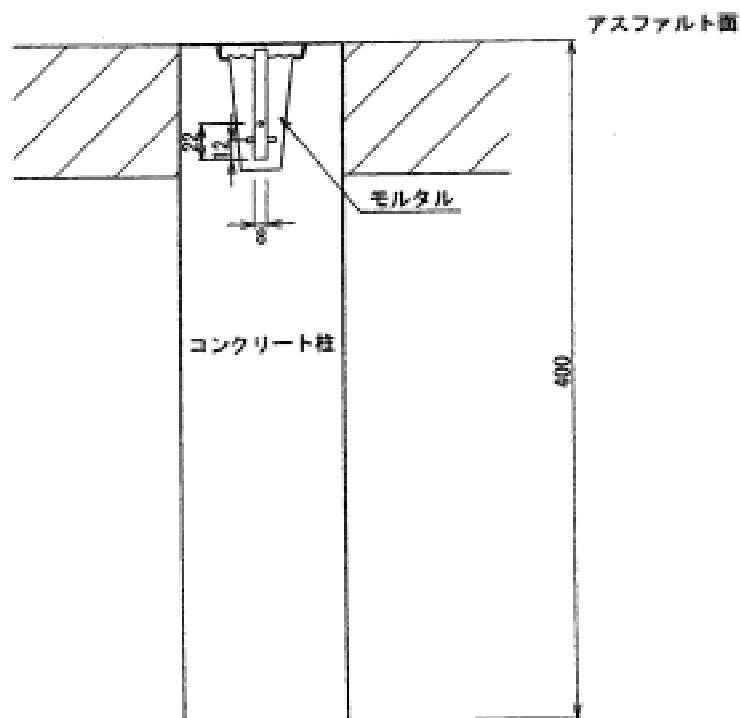
金属標 街区多角点
埋設図 (アスファルト道路：歩道等)

単位：mm
縮尺：1/4

平面図



断面図



(第 1 号様式)

街区基準点使用承認申請書

平成 年 月 日

(あて先) 八戸市長

申請者 住所
 氏名

街区基準点管理保全要綱第 4 条第 1 項の規定により八戸市街区基準点の使用について、下記のとおり申請します。

使用目的		
使用期間		
測量地域		
使用する 街区基準点		
測量方法		
測 量 計 画 機 関	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	
測 量 作 業 機 関	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	
備 考		

(第 2 号様式)

街区基準点使用承認書

様

八戸市街区基準点の使用について下記のとおり承認します。

使用目的		
使用期間		
測量地域		
使用する 街区基準点		
測量方法		
測 量 作 業 機 関	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	
承認条件 1 . 別紙街区基準点使用条件を遵守すること。 2 . 使用終了後は、報告書を提出すること。 承認番号 号 平成 年 月 日 八戸市長 小林 眞		
担当連絡先	八戸市建設部道路維持課地籍調査グループ 0 1 7 8 - 4 3 - 2 1 1 1 (内線 2 2 8 ・ 2 2 9)	

(第 3 号様式)

街区基準点使用に係る包括承認申請書

平成 年 月 日

(あて先) 八戸市長

申請者 ○ ○ 県土地家屋調査士会
会長 ○ ○ ○ ○ (印)

街区基準点管理保全要綱第 4 条第 1 項の規定により八戸市街区基準点の使用について、下記のとおり包括承認を申請します。

使用目的		
使用期間		
測量地域		
使用する 街区基準点		
測量方法		
申請 者	名 称	
	代表者氏 名	
	所 在 地	
測量 作業 担当 者	氏 名	
備 考		

(第 4 号様式)

街区基準点使用包括承認書

〇〇県土地家屋調査士会
会長 〇 〇 〇 〇 様

八戸市街区基準点の使用について下記のとおり承認します。

使用目的		
使用期間		
測量地域		
使用する 街区基準点		
測量方法		
測量 作業 担当 者	氏 名	
承認条件 1．別紙街区基準点使用条件を遵守すること。 2．別添の街区基準点使用報告書を用いて毎月末日をもって関係街区基準点の状況を報告すること。 3．同様の取り扱いを各单位土地家屋調査士会について認める。 承認番号 号 平成 年 月 日 八戸市長 小林 眞		
担当連絡先	八戸市建設部道路維持課地籍調査グループ 0 1 7 8 - 4 3 - 2 1 1 1 (内線 2 2 8 ・ 2 2 9)	

街区基準点使用条件

- 1 使用した街区基準点及び周辺の街区基準点について位置の変動、あるいは毀損や滅失等の異状を発見した場合、速やかに届出すること。
- 2 作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名（包括承認に基づく場合には測量作業担当者名）、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 3 施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 4 作業者は、使用時に使用承認書あるいは包括承認に基づく場合には土地家屋調査士会員証を常時携帯すること。
- 5 街区基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 6 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 7 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 8 別紙「都市再生街区基本調査で設置された街区基準点等の利用に係る点検等について」の記載内容を遵守すること
- 9 作業者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書（第5号様式）として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。なお、地積測量図の作成のための測量においては包括承認書に定める使用報告書（第6号様式）をもって代えることが出来ることとする。
 - （1）基準点現況報告書
 - （2）精度管理表
 - （3）成果表、網図の写し等

都市再生街区基本調査で設置された街区基準点等の利用に係る点検等について

街区基準点等の使用にあたって、最低限遵守すべき事項を以下の通り提示します。

1．街区基準点の使用承認申請・点検について

(1) 測量計画機関への使用承認申請を行う。

- ・測量計画機関において使用承認を受けることにより、成果が使用可能な状態にあるか、成果替えが行われていないかを確認することが出来る。

- (確認が必要な例1：短期) 街区基準点網と周辺の公共基準点網の整合を図るために網平均等が実施され、街区基準点成果が差し替わっている場合があり得る。

- (確認が必要な例2：長期) 周辺工事の影響を考慮した改測等により街区基準点成果が差し替わっている場合があり得る。

(2) 現場の状況と測量記録(点の記)との比較を行う。

- (周辺事物の状況も併せて比較する。)

(3) 点検測量を行う。(必要に応じて実施)

- ・街区基準点を与点とした観測の結果、誤差が20ミリメートル以内に収まっていること。(街区基本調査運用基準別表第十六(2)より引用)

- () 街区基準点間距離を概ね200メートルと想定。

2．街区点補助点の使用承認申請・点検について

(1) 測量計画機関への使用承認申請を行う。

(2) 現場の状況と測量記録(点の記)との比較を行う。

- (周辺事物の状況も併せて比較する。)

(3) 点検測量を行う。(原則として実施。(注))

- ・街区基準点を与点とした観測の結果、誤差が20ミリメートル以内に収まっていること。(街区基本調査運用基準別表第二十二より引用)

- ・角度の点検較差60秒以内に収まっていること。(同上)

- () 街区基準点からの距離を概ね100メートル未満と想定。

(注) ただし地積測量図の作成のための測量に関し、街区点補助点の使用状況報告・定期的な点検等について土地家屋調査士会としての指導方針等が定められており、測量計画機関・法務局に事前に報告されている場合等には必要に応じて点検することで足りる場合がありうる。

以上

(第 5 号様式)

街区基準点使用報告書

平成 年 月 日

(あて先) 八戸市長

報告者 住 所
名 称
担当者

八戸市街区基準点の使用結果を下記及び別紙のとおり報告します。

使用目的			
使用期間			
測量地域			
使用した 街区基準点			
使用承認番号	承認番号 号		
測 量 作 業 機 関	名 称		
	担 当 者		
	所 在 地		
使 用 結 果 (精 度)	No. ~ No. 相対精度1: No. ~ No. 相対精度1: No. ~ No. 相対精度1: No. ~ No. 相対精度1:		
特 記 事 項	(故障点、異状点の状況を記載)		

(第6号様式)

平成 年 月 日

(あて先) 八戸市長

A市B町1丁目2番3号

〇〇県土地家屋調査士会 所属

登録番号 第1234号

土地家屋調査士 調査士太郎

職印

街区基準点使用報告書

八戸市街区基準点の使用について、別紙のとおり報告します。

使用した街区基準点

記入に関する注意事項

使用目的欄には、次のいずれかに該当する番号を○で囲んでください。

- 1 地積測量図作成のため使用した点
- 2 点検のために使用した点
- 3 異状のため使用を断念した点

地積測量図に使用した場合は、備考欄に所在地番を記入すること

[illegible]

(第 7 号様式)

街区基準点付近での工事施工届出書 平成 年 月 日 (あて先) 八戸市長 届出者 住 所 氏 名 街区基準点管理保全要綱第 5 条第 1 項の規定により下記のとおり届け出します。		
工事件名		
工事場所		
工事期間		
工事概要		
街区基準点番号		
占用 企業 者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	
工事 請 負 者	名 称	
	担当者	
	所 在 地	
添 付 図 面		1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 その他

(第8号様式)

街区基準点付近での工事しゅん工報告書

平成 年 月 日

(あて先) 八戸市長

報告者 住 所
名 称
担当者

平成 年 月 日に届け出た街区基準点付近での工事がしゅん工しましたので、
次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所		
工事期間		
街区基準点番号		
街区基準点 の状況		(1) 測量標のき損状態：
		(2) 構造物のき損状態：
		(3) その他：
工事 請 負 者	名 称	
	担当者	
	所 在 地	
添 付 図 面		1 竣工写真 2 引照点図 3 測量資料 4 その他

(第 9 号様式)

街区基準点復旧承認申請書 平成 年 月 日 (あて先) 八戸市長 申請者 住所 氏名 工事により異状をきたした街区基準点の復旧について、街区基準点管理保全要綱第 5 条第 6 項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。		
復旧理由		
復旧内容		
復旧場所		
復旧する 街区基準点		
復旧期間		
復旧 工事 請負 者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	
備 考		

(第10号様式)

街区基準点復旧承認書

様

平成 年 月 日に申請のありました街区基準点の復旧について、
次のとおり承認します。

承認事項

復旧内容	
復旧場所	八戸市 先
復旧する 街区基準点	
復旧完了期限	平成 年 月 日とする

承認条件

- 1 測量標設置は、八戸市街区基準点管理保全要綱に定めた構造とします。
- 2 支給材が必要な場合は、道路維持課へ連絡してください。
- 3 測量標設置工事完了後は、速やかに街区基準点設置工事しゅん工報告書(様式第14号)を提出し、八戸市の検査を受けてください。
- 4 検査に合格したときには、速やかに八戸市へ街区基準点を引き渡すこととします。
- 5 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て道路維持課と協議してください。

承認番号 号
平成 年 月 日

八戸市長 小林 眞

担当連絡先

八戸市建設部道路維持課地籍調査グループ
0178-43-2111(内線228・229)

(第11号様式)

街区基準点（一時撤去・移転）承認申請書

平成 年 月 日

（あて先）八戸市長

申請者 住所
 氏名

工事により支障となる街区基準点の（一時撤去・移転）について、街区基準点管理保全要綱第6条第1項の規定により、次のとおり承認申請します。

一時撤去・移転理由		
工事件名		
工事場所		
一時撤去・移転する 街区基準点		
移転する場合の 移転候補地		
工事期間		
一時撤去・移転期間		
工事 請 負 者	名 称	
	担当者	
	所 在 地	
添付図面		1 位置図 2 平面図 3 写真 4 その他
備 考		現況状況等を記載する

注）協議の場合は、承認申請を協議に、第1項を第2項に書き換えるものとする。

(第12号様式)

街区基準点（一時撤去・移転）承認書

承認番号 号
平成 年 月 日

様

八戸市長 小林 眞 印

平成 年 月 日に申請のありました街区基準点の（一時撤去・移転）について、次のとおり承認します。

承認事項

移転先	八戸市	先
一時撤去・移転する 街区基準点		
完了期限	平成 年 月 日とする	

承認条件

- 1 再設置位置については、道路維持課と協議する必要があるため、舗装復旧する前に必ず連絡してください。
- 2 測量標設置は、八戸市街区基準点管理保全要綱に定めた構造とします。
- 3 支給材が必要な場合は、道路維持課へ連絡してください。
- 4 測量標設置工事完了後は、速やかに街区基準点設置工事しゅん工報告書（様式第14号）を提出し、八戸市の検査を受けてください。
- 5 検査に合格したときには、速やかに八戸市へ街区基準点を引き渡すこととします。
- 6 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに道路維持課に連絡してください。

担当連絡先	八戸市建設部道路維持課 担当 地籍調査グループ 0178-43-2111（内線228・229）
-------	--

注）協議の場合は、承認を回答に書き換えるものとする。

(第13号様式)

街区基準点（一時撤去・移転）請求書

平成 年 月 日

(あて先) 八戸市長

請求者 住所
氏名

街区基準点管理保全要綱第6条第4項の規定により八戸市街区基準点の(一時撤去・移転)を次のとおり請求します。

一時撤去・移転理由	
請求場所	八戸市 先
一時撤去・移転する 街区基準点	
請求期限	平成 年 月 日まで
備 考	

(第14号様式)

街区基準点設置工事しゅん工報告書

平成 年 月 日

(あて先) 八戸市長

報告者 住 所
名 称
担当者

平成 年 月 日承認番号 号で承認を受けた街区基準点の(一時撤去・移転)について、街区基準点設置工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所		八戸市 先
設置工事しゅん工日		平成 年 月 日
設置街区基準点番号		
工事請負者	名 称	
	担当者	
	所 在 地	
添 付 図 面		1 竣工写真 2 その他

注) 協議の場合は、承認を回答に書き換えるものとする。

(第15号様式)

節点・補助点撤去届

平成 年 月 日

(あて先) 八戸市長

届出者 住所
名 称

街区基準点管理保全要綱第 11 条第 4 項の規定により、次のとおり届出します。

撤去理由		
工事件名		
工事場所		八戸市 地先
撤去した節点・補助点の名称		
工事請負者	名 称	
	担当者	
	所 在 地	
備 考		